

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧		新		修正理由
1	第1章・第2節	1-1	13	1 水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第1項)。 ※本計画では、断りのない場合は村上市を指す。	1 水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。 ※本計画では、断りのない場合は村上市を指す。	水防法の改正による修正
2	第1章・第2節	1-1	18	3 水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第2項)。 ※本計画では、断りのない場合は村上市長を指す。	3 水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。 ※本計画では、断りのない場合は村上市長を指す。	水防法の改正による修正
				4 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第3項)。	4 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。	
				5 消防機関の長	消防本部を置く市町村に	5 消防機関の長	消防本部を置く市町村に	

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧		新		修正理由
					あつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう(法第2条第4項)。		あつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう(法第2条第5項)。	水防法の改正による修正
3	第1章・第2節	1-1	35	9 洪水予報河川	流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川(洪水予報指定河川)について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。	9 洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。	水防計画作成の手引き(水防管理団体版)に基づく修正
				10 水防警報	洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれ	10 水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済	

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>があるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。</p>	<p>上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。</p>	誤記修正
			11 水位周知河川	<p>国土交通大臣又は都道府県知事が、<u>洪水予報指定河川以外の河川</u>で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水</p>	<p>11 水位周知河川</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が、<u>洪水予報河川以外の河川</u>で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達し</p>	

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧		新		修正理由
					位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。		たとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正
				12 水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への <u>到達情報のことをいう。</u>	12 水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への <u>到達情報、氾濫発生情報のことをいう。</u>	
4	第1章・第2節	1-2	19	15 避難判断水位	市町村長の <u>避難準備・高齢者等避難開始発表</u> の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。	15 避難判断水位	市町村長の <u>高齢者等避難発令</u> の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。	災害対策基本法の改正に基づく修正

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
5	第1章・第2節	1-2	31	<p>19 浸水想定区域</p> <p><u>洪水予報河川、水位周知河川及び洪水の発生による災害の発生を警戒すべき河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。</u></p>	<p>19 浸水想定区域</p> <p>洪水予報河川、水位周知河川及び洪水の発生による災害の発生を警戒すべき河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)</p>	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正
6	第1章・第2節	1-2	41	<p><u>「洪水時における情報提供の充実について」H26.4.8に基づいた記載とする。</u></p>	(削除)	水防計画作成の手引き(水防管理団体版)に基づき用語の定義を修正したため削除するもの
7	第1章・第3節	1-3	7	<p>⑦ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法</p>	<p>⑦ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要</p>	水防法の改正による修正

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<u>第 15 条の3)</u>	<u>配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第 15 条の3)</u>	
8	第1章・第4節	1-4	6	<p>(3)国土交通省の責任</p> <p><u>① 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第 22 条の 2)</u></p> <p><u>② 洪水予報の発表及び通知(法第 10 条第2項、気象業務法第 14 条の2第2項)</u></p> <p><u>③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第 12 条)</u></p> <p><u>④ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第 13 条第1項)</u></p> <p><u>⑤ 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知(法第 13 条の4)</u></p> <p><u>⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第 14 条)</u></p> <p><u>⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置(法第 15 条の9)</u></p> <p><u>⑧ 水防警報の発表及び通知(法第 16 条第1項及び第2項)</u></p> <p><u>⑨ 重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第 31 条)</u></p> <p><u>⑩ 特定緊急水防活動(法第 32 条)</u></p> <p><u>⑪ 水防協力団体に対する情報の提供又は</u></p>	<p>(3)国土交通省の責任</p> <p>① <u>水防管理団体が行う水防への協力(河川法第 22 条の 2)</u></p> <p><u>① 洪水予報の発表及び通知(法第 10 条第2項、気象業務法第 14 条の2第2項)</u></p> <p><u>② 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第 12 条)</u></p> <p><u>③ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第 13 条第1項)</u></p> <p><u>④ 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知(法第 13 条の4)</u></p> <p><u>⑤ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第 14 条)</u></p> <p><u>⑥ 大規模氾濫減災協議会の設置(法第 15 条の9)</u></p> <p><u>⑦ 水防警報の発表及び通知(法第 16 条第1項及び第2項)</u></p> <p><u>⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第 31 条)</u></p> <p><u>⑨ 特定緊急水防活動(法第 32 条)</u></p> <p><u>⑩ 水防協力団体に対する情報の提供又は</u></p>	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>指導若しくは助言(法第 40 条)</p> <p>⑫ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第 48 条)</p> <p>(4)河川管理者の責任</p> <p>① 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第 15 条の 12)</p>	<p>指導若しくは助言(法第 40 条)</p> <p>⑪ 水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言(法第 48 条)</p> <p>(4)河川管理者の責任</p> <p>① 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第 22 条の 2)</p> <p>② 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第 15 条の 12)</p>	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正
9	第1章・第4節	1-4	23	<p>(5)気象庁の責任</p> <p>① 気象予報及び警報の発表及び通知(法第 10 条第1項、気象業務法第 14 条の 2第 1項)</p>	<p>(5)気象庁の責任</p> <p>① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知(法第 10 条第1項、気象業務法第 14 条の 2第 1項)</p>	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正
10	第1章・第4節	1-4	23	<p>(6)居住者等の義務</p> <p>① 水防活動への従事(法第 24 条)</p>	<p>(6)居住者等の義務</p> <p>① 水防活動への従事(法第 24 条)</p>	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正
11	第1章・第4節	1-5	18	<p>【消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。 	<p>【消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。 	

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。 ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。 ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。 ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。 ・<u>水防活動は原則として複数人で行う。</u> ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。 ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。 ・<u>指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。</u> ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 ・<u>津波浸水想定のある区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。</u> ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。 	<p>水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正</p> <p>水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正</p> <p>水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正</p>

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				・夜間に水防工法を実施する場合、投光器等により作業場を十分明るくする。	・夜間に水防工法を実施する場合、投光器等により作業場を十分明るくする。	
12	第2章・第2節	2-5	2	水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、 <u>洪水、津波又は高潮</u> のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は、次の組織で事務を処理する。また、県の体制に合わせ必要となった対応は、関係課で処理する。	水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、 <u>洪水、内水、津波又は高潮(以下「洪水等」という。)</u> のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は、次の組織で事務を処理する。また、県の体制に合わせ必要となった対応は、関係課で処理する。	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正
13	第4章・第2節	4-7	1	第2節 気象庁が行う予報及び警報 (2)大津波警報・津波警報・津波注意報等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、 <u>津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。</u> なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 <u>津波警報等とともに発表する</u> 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、 <u>地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大</u>	第2節 気象庁が行う予報及び警報 (2)大津波警報・津波警報・津波注意報等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を <u>すぐに推定し、これらをもとに</u> 沿岸で予想される津波の高さを求め、 <u>津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。</u> なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 <u>この時、</u> 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、 <u>地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模を</u>	気象庁の表現に合わせる修正

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>ンや携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1) <u>国土交通省防災情報センター</u> http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/</p> <p>① <u>防災情報センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リアルタイム雨量 ・リアルタイムレーダー <p>② <u>国土交通省防災情報リンク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報 ・河川情報(川の防災情報、水文水質データベース、あなたの町のハザードマップ、国土交通省ハザードマップポータルサイト、XバンドMPレーダー雨量) ・気象情報(気象警報・注意報、ナウキャスト(降水・雷・竜巻)、台風情報、災害をもたらした気象事例) <p>(2) <u>国土交通省防災情報提供センター【携帯端末用】</u> http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川情報(川の防災情報) ・気象情報(気象警報・注意報、ナウキャスト(降水・雷・竜巻)) <p>(3) <u>気象庁</u></p>	<p>スマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1) <u>気象情報</u> <u>気象庁</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>あなたの街の防災情報</u> https://www.jma.go.jp/bosai/ ・<u>気象警報・注意報</u> https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning ・<u>アメダス</u> https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas ・<u>雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)</u> https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/ ・<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u> https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood ・<u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u> https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inun <p>(2) <u>雨量・河川水位</u> <u>国土交通省</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>川の防災情報</u> 	<p>(水防管理団体版)きに基づく修正</p>

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				http://www.jma.go.jp/jma/index.html (4) 国土交通省 川の防災情報 http://www.river.go.jp (5) 国土交通省XRRAIN http://www.river.go.jp/xbandradar (6) 国土交通省ハザードマップポータルサイト http://disapotal.gsi.go.jp (7) 国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所 荒川のリアルタイム映像 http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/contents/river/observ/ (8) 新潟県防災ポータルサイト http://www.bousai.pref.niigata.jp/contents/index.html (9) 新潟県河川防災情報システム http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen (携 帯) http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m (10) 新潟県内の浸水想定区域図 http://www.pref.niigata.lg.jp/kasankanri/1233086526002.html (11) 地上デジタル放送による水位・雨量情報提供 NHK新潟放送局	【PC 版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/ ・北陸地方整備局羽越河川国道事務所 荒川のリアルタイム映像 http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/contents/river/observ/ (3) 潮位・波高 国土交通省 ・海の防災情報(全国港湾海洋波浪情報網) 【PC 版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp 国土交通省防災情報提供センター ・潮位情報リンク http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/chouimap.html 気象庁 ・潮位観測情報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel	

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>(12) 村上市防災情報 http://www.city.murakami.lg.jp/site/bousai/</p>	<p>・<u>海洋の健康診断表</u> https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html ・<u>波浪に関するデータ</u> https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html</p> <p>(4) 新潟県 ・<u>新潟県防災ポータルサイト</u> http://www.bousai.pref.niigata.jp/contents/index.html ・<u>新潟県河川防災情報システム</u> http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/ (携帯) http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m/</p> <p>(5) 村上市防災情報 http://www.city.murakami.lg.jp/site/bousai/</p>	
16	第8章・第1節	8-1	5	<p>(1) 市の非常配備 市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり<u>洪水、津波</u>又は高潮</p>	<p>(1) 市の非常配備 市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり<u>洪水、内水、津波</u>又は</p>	水防計画作成の手引

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、<u>津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。</u></p> <p>市の配備体制は、第2章「水防体制」による。</p>	<p>高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、<u>津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。</u></p> <p>市の配備体制は、第2章「水防体制」による。</p>	(水防管理団体版)きに基づく修正
17	第8章・第1節	8-1	9	<p>(2)消防団及び消防機関、水防協力団体に対する非常配備</p> <p>※ 津波については第16章第1節参照</p> <p>水防管理者は、水防警報が発せられたとき、<u>緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき、</u>その他水防上必要があると認められるときは、消防団及び消防機関、水防協力団体を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。</p>	<p>(2)消防団及び消防機関、水防協力団体に対する非常配備</p> <p>※ 津波については第16章第1節参照</p> <p>水防管理者は、水防警報が発せられたとき、<u>水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、</u>その他水防上必要があると認められるときは、消防団及び消防機関、水防協力団体を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。</p>	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
18	第8章・第3節	8-3	18	<p>第6節 避難のための立ち退き</p> <p>(1)避難の指示</p> <p>洪水、津波又は高潮による著しい危険が切迫していると認められたときは、<u>知事、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、メール、広報車、その他の方法により、立ち退き、又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には、村上警察署長にその旨を通知しなければならない(法第29条)。</u></p>	<p>第6節 避難のための立ち退き</p> <p>(1)避難の指示</p> <p>洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、<u>知事、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、村上警察署長にその旨を通知しなければならない(法第29条)。</u></p>	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正
19	第8章・第7節	8-3	30	<p>第7節 決壊・漏水等の通報及び措置</p> <p><u>堤防が決壊、又はこれに準ずる事態が生じたときは、水防管理団体、消防団長、消防長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこの状況を関係機関(国土交通省羽越河川国道事務所長、村上地域振興局長、村上保線区長、村上警察署長)及び氾濫すると思われる方向の隣接水防管理団体、その他必要になる団体に通報する(法第25条)。</u></p> <p><u>決壊後といえども、水防管理者、消防団長、消防長、又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない(法第26条)。</u></p>	<p>第7節 決壊・漏水等の通報及び措置</p> <p>(1)決壊・漏水等の通報</p> <p><u>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(国土交通省羽越河川国道事務所長、村上地域振興局長、村上保線区長、村上警察署長)に通報するものとする。</u></p> <p><u>通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。</u></p>	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					<p><u>(2) 決壊等後の措置</u> <u>堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</u></p>	
20	第 11 章・第 1 節	11-1	6	<p>(1)河川管理者の協力が必要な事項(例)</p> <p><u>① 河川に関する情報</u></p> <p><u>② 重要水防箇所の合同点検の実施</u></p> <p><u>③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p><u>④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与</u></p>	<p>(1)河川管理者の協力が必要な事項(例)</p> <p><u>① 水防管理団体に対して、河川に関する情報(河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等)の提供</u></p> <p><u>② 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者(関係機関・団体)の提示</u></p> <p><u>③ 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき(氾濫発生情報を発表する場合を除く)、河川管理者による関係者及び一般への周知</u></p> <p><u>④ 重要水防箇所の合同点検の実施</u></p> <p><u>⑤ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p><u>⑥ 水防管理団体及び水防協力団体の備</u></p>	<p>水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正</p>

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
					<p><u>蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</u></p> <p><u>⑦ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</u></p>	
21	第17章・第1節	17-1	4	<p>第1節 洪水浸水想定区域の指定・公表</p> <p>国土交通大臣及び県知事は、<u>洪水予報河川、水位周知河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</u></p>	<p>第1節 洪水浸水想定区域の指定・公表</p> <p>国土交通大臣及び県知事は、<u>洪水予報河川、水位周知河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</u></p> <p><u>現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は資料編「1-4 浸水想定区域・洪水ハザードマップ (1)浸水想定区域」のとおりである。</u></p>	水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正
22	第17章・第1節	17-2	1	<p>第3節 洪水ハザードマップ</p> <p>市長は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、地域防災計画において定められた上記第2節(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、当該浸水区域ごとに洪水ハザードマップを作成し、印</p>	<p>第3節 洪水ハザードマップ</p> <p>市長は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、地域防災計画において定められた上記第2節(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、当該浸水区域ごとに洪水ハザードマップを作成し、印</p>	

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>刷物を各世帯に配布するとともに、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしなければならない。</p> <p>村上市洪水避難地図(洪水・土砂災害ハザードマップ) 平成22年3月作成</p> <p>・村上地区版 ・荒川地区版 ・神林地区版</p> <p>・朝日地区版(その1、その2) ・山北地区版</p>	<p>刷物を各世帯に配布するとともに、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしなければならない。</p> <p>村上市洪水避難地図(洪水・土砂災害ハザードマップ) 平成22年3月作成</p> <p>・村上地区版 ・荒川地区版 ・神林地区版</p> <p>・朝日地区版(その1、その2) ・山北地区版</p> <p>現在、本市が作成・配布した洪水ハザードマップは、資料編「1-4 浸水想定区域・洪水ハザードマップ (2)洪水ハザードマップ」のとおりである。</p>	<p>水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正</p>
23	第17章・第5節	2	19	<p>第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第15条第1項の規定により村上市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必</p>	<p>第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第15条第1項の規定により村上市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために</p>	<p>水防計画作成の手引(水防管理団体版)きに基づく修正</p>

村上市地域防災計画(水防計画編) 新旧対照表(案)

No.	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
				<p>要な訓練その他の措置に関する計画を<u>作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u></p>	<p>必要な訓練その他の措置に関する計画を<u>作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。</u></p> <p><u>さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u></p>	